

瀬戸市水道事業経営審議会運営規則をここに公布する。

令和4年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第21号

瀬戸市水道事業経営審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、瀬戸市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担任事務)

第2条 条例第3条に規定する審議会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 瀬戸市水道事業経営戦略その他水道事業の計画について必要となる調査及び審議に関すること。
- (2) 水道事業の経営状況について必要となる調査及び審議に関すること。
- (3) 水道料金について必要となる調査及び審議に関すること。
- (4) その他水道事業管理者が水道事業の運営上必要と認めることに係る調査及び審議に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他水道事業管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 その職にあるために委員となった者が、その職を離れたときは、委員の職を失う。

(秘密保持)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第8条 審議会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市整備部水道課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項

は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。